

まだ近隣に被害がなく  
避難できる場合

歩いて逃げる！

- ・歩行可能な水深の目安は約50cm
- ・流れがある場合は20cm程度でも危険
- ・道路が冠水すると足元が見えないため、長い棒などを杖代わりにして、側溝やマンホールをチェック
- ・危ないと感じた時は移動をやめ、なるべく高いところで助けを待つ

やむを得ず車で逃げる！

普段、通り慣れている道であっても、道が寸断されていたり電柱が倒れていたり、落石があることも。10cm以上の水深があるとブレーキなどの走行性能に影響が生じ、30cmを超えるとエンジンが止まる恐れがありますので注意が必要です。

避難が難しいと感じた場合




避難時に外出が危険と感じた場合は、家の中で待機します。建物の2階や崖とは反対側の部屋など、家の中でもできるだけ安全な場所で過ごしましょう。

屋内の危険度

①より②、②より③の方が危険度が低くなります。



事前にできる準備として、いざとなったら持ち出せる「非常持出品」を詰めたリュックサックなどを用意しておきましょう。

- 飲料水(目安:大人1日3ℓ) 
- 非常食  
(レトルト食品や缶詰など最低3日分)
- 懐中電灯・携帯ラジオ  
(手動充電式が便利) 
- 救急用品  
(ばんそうこう、包帯、消毒液など) 
- ヘルメット・防災ずきん
- 衣類・下着
- 貴重品(通帳、現金、運転免許証など)
- 小さなお子さんがいる場合  
ミルク、離乳食、おむつ、使い捨て哺乳瓶、お尻ふき、ネックライト、抱っこひも、子どもの靴など
- 女性の備え  
生理用品、おりものシート、サニタリーショーツ、中が見えないごみ袋など
- 高齢者がいる家庭  
大人用紙パンツ、杖、男性用吸収パッド、持病の薬、お薬手帳のコピーなど

外国人にも教えてあげよう！

言葉が分からない国での災害は、誰でも不安なものです。避難情報が出た場合には、市のホームページ(多言語対応)で確認できます。また、国際交流協会のフェイスブックページでも、日本語、外国語の両方で表記した情報を発信していますので、フォローしておくとう便利です。

◆ 災害関連情報提供サイトで情報を確認しましょう

気象情報等

各種注意報・警報  
広島地方気象台  
<https://www.jma-net.go.jp/hiroshima/>



県の防災・災害のポータルサイト  
広島県防災Web  
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>



河川情報等

県の洪水に関するポータルサイト  
洪水ポータルひろしま(広島県)  
<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>



地図で危険箇所を確認  
土砂災害ポータルひろしま  
<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp>



◆ 広島県防災情報 メール通知サービス

県内すべての地域の情報を配信

- ・大雨、洪水など気象に関する注意報、警報
- ・雨量、河川の水位
- ・各種特別警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・土砂災害発生危険度

登録は簡単！

こちらから登録できます→

<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp>



災害時の  
素朴な疑問

Q&A

Q.

「避難準備」  
「高齢者等避難開始」  
「避難勧告」「避難指示」の  
違いが良く分かりません。

A.

避難準備・高齢者等避難開始

お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間のかかる方とその避難を支援する方に避難を促すものです。

避難勧告

災害による被害が予想され人的被害が発生する可能性が高まったときに発令します。速やかに立ち退き避難をしましょう。立ち退き避難がかえって危険な場合には、屋内での安全確保をしましょう。

避難指示(緊急)

いつ災害が発生してもおかしくない状態です。直ちに立ち退き避難をしましょう。屋外へ出るので危険な状況になっている可能性もあります。立ち退き避難がかえって危険な場合には、屋内での安全を確保しましょう。

※「避難命令」はありません。

Q.

避難勧告には  
従わなければいけませんか？

A.

強制力はありませんが、「命を守る」行動をとることができるのはあなただけです。災害からあなたとあなたの大事な人の命を守るための行動をとる重要なきっかけとらえてください。

Q.

大雨により建物や土地に  
被害があった場合、  
何か届け出が必要ですか？

A.

市では、被災されたみなさまへ「り災証明書」を発行しています。これは自然災害などによって住宅等が壊れた時に写真などによってその被害状況を確認し、り災されたことを市長名で証明するものです。本庁、各支所で「り災証明書」の交付を受けることで、芸北広域きれいセンターへ災害で発生したごみを持ち込む場合に処理手数料が免除されます。また、被災した建物などの修繕に保険を使う場合には保険会社によっては必要な場合があります。

Q.

避難勧告が出てから逃げれば  
大丈夫ですか？

A.

避難勧告など自治体が発令するもの以外にも、気象予報・警報や身近で感じる災害の兆候などから「危ない！」と感じれば早め早めに避難することが重要です。